

G H P 契 約

(選 択 約 款)

平成 2 2 年 1 月 1 日

埼 玉 ガ ス 株 式 会 社

G H P 契 約 (選 択 約 款)

1 . 目 的

この選択約款は、空調分野におけるガスエンジンヒートポンプ(以下「GHP」といいます。)方式の機器の普及を通じて、当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2 . 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款(以下「供給約款」といいます。)を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3 . 用語の定義

- (1) 「GHP方式空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用するGHP方式空調用熱源機をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5%といたします。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4 . 適用条件

お客さまが、GHP方式空調機器を使用し、ガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款を申し込むことができます。

5 . 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めたGHP契約第1種、GHP契約第2種、GHP契約第3種のいずれかを当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は、次のとおりといたします。

新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算日として12ヶ月目の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算日として12ヶ月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算日として12ヶ月目の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません(4)においても同様といたします。)
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款(供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3%割り増したもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)により算定した平均原料価格が(2)に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

= 基準単位料金 + 0.076円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当り）

= 基準単位料金 - 0.076円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

（備考）

上記、の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

基準平均原料価格（トン当たり）

10,040円

平均原料価格（トン当たり）

別表の１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が１６,０６０円以上となった場合は、１６,０６０円といたします。

平均原料価格 = ＬＮＧ平均価格 × 0.27

（備考）

トン当たりＬＮＧ平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

９．その他

その他の事項については、供給約款を適用いたします。

付 則

１．この選択約款の実施時期

この選択約款は、平成２２年１月１日から実施いたします。

２．この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成２１年１２月３１日まで旧選択約款の適用があり、平成２２年１月１日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、平成２２年１月１日が含まれる料金算定の早収料金は、次の算式により算定いたします。

早収料金

= 旧選択約款適用期間の早収料金 + この選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

$$= \text{旧選択約款の基本料金} \times D_1 / D + \text{旧選択約款の単位料金} \times V_1$$

この選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

$$= \text{この選択約款の基本料金} \times D_2 / D + \text{この選択約款の基準単位料金} \times V_2$$

（備考）

D = 料金算定期間の日数（ただし、供給約款に定める 22(6) の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 24 日以下又は 36 日以上となった場合は、基本料金按分の算定式の D を 30 日とします。）

D_1 = D のうち平成 21 年 12 月 31 日までの期間に属する日数

D_2 = D のうち平成 22 年 1 月 1 日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧選択約款適用期間の使用量

$$= V \times D_1 / D \text{（小数点以下の端数切り上げ）}$$

V_2 = この選択約款適用期間の使用量

$$= V - V_1$$

（別表）

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

（1）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（2）従量料金は、基準単位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（3）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあ

たっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(４) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切り捨て)。

早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

２．料金表

(１) 適用区分

料金表１　GHP契約１種(年間の使用量が30,000立方メートル以上の場合)に適用いたします。

料金表２　GHP契約２種(年間の使用量が10,000立方メートル以上30,000立方メートル未満の場合)に適用いたします。

料金表３　GHP契約３種(年間の使用量が10,000立方メートル未満の場合)に適用いたします。

(2) 料金表 1 (消費税等相当額を含みます。)

基本料金

1 ヶ月につき	3 4 , 2 8 8 . 8 0 円
---------	---------------------

基準単位料金

1 立方メートルにつき	5 6 . 4 9 円
-------------	-------------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金とい
たします。

(3) 料金表 2 (消費税等相当額を含みます。)

基本料金

1 ヶ月につき	1 0 , 6 7 3 . 2 5 円
---------	---------------------

基準単位料金

1 立方メートルにつき	6 5 . 9 4 円
-------------	-------------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金とい
たします。

(4) 料金表 3 (消費税等相当額を含みます。)

基本料金

1 ヶ月につき	5 , 2 5 0 . 0 0 円
---------	-------------------

基準単位料金

1 立方メートルにつき	7 2 . 4 5 円
-------------	-------------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金とい
たします。